

永平寺町民生委員推薦会条例を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第23号

永平寺町民生委員推薦会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条第2項に規定する民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推薦会は永平寺町民生委員候補者の適否を厳正かつ公平に審査し、県に推薦するものとする。

(委員の構成)

第3条 推薦会は、委員14名以内をもって組織する。

2 委員は、本町の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ選出し、町長が委嘱し、任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験のある者
- (8) 町内会自治組織等の代表者

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 推薦会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、推薦会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推薦会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長及び副委員長が定まっていないときは、町長が招集する。

2 委員長は、町長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示

して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 委員長は、議長となる。

4 委員長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会議は、原則非公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(委員の除斥)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、推薦会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 委員長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 推薦会は、審議した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び第7条の規定により会議に出席した者は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第11条 推薦会の庶務は、永平寺町役場福祉保健課において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。